

社会福祉法人 広島博愛会 定款

第一章 総則

(目 的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- イ 特別養護老人ホームの経営
- ロ 軽費老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- イ 老人デイサービスセンターの経営
- ロ 老人短期入所事業の経営

(名 称)

第二条 この法人は、社会福祉法人広島博愛会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、地域福祉の推進に努めるものとする。

- 二 この法人は、地域社会に貢献する取組として地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を広島市佐伯区五日市町大字下河内五九一番地の一に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に、評議員七名以上九名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 二 評議員選任・解任委員会は、監事一名、事務局員一名、外部委員一名の合計三名で構成する。
- 三 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は理事会において定める。
- 四 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 五 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し外部委員の一名以上が出席し、かつ、外部委員の一名以上が賛成する事を要する。

(評議員の資格)

第七条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることがあってはならない。

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議委員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 二 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、各年度一人あたりの総額二万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給に基準に従って算定した額を報酬として支給する事が出来る。

第三章 評議員会

(評議員会の構成)

第一〇条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
- (11) 解散
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一二条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後三カ月以内に一回開催するほか、三月及び必要がある場合に開催する。

二 評議員会の運営はこの定款による他、別に定めるところによる。

(招集)

第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 二 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 二 前項の規定にかかわらず、次の事項及び別に定めるところによる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

- 三 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第一項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第十六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 四 第一項及び第二項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることが出来るものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 二 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の数)

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 六名以上八名以内

(2) 監事 二名

二 理事のうち一名を理事長とする。

三 理事長以外の理事のうち、一名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

二 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第一八条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

二 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第一九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

二 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

三 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に四カ月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第二〇条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令及び別に定めるところにより、

監査報告を作成する。

- 二 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第二一条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 二 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 三 理事又は監事は、第十六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二三条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬規程の支給の基準に従った額を報酬として支給する事が出来る。

(責任免除)

第二四条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第二五条 理事(理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社会福祉法第四十五条の二十四第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百三十一条第二号で定める額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第二六条 この法人に、職員を置く。

- 二 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員は、理事会において、選任及び解任する。
- 三 施設の長の他の重要な職員以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二七条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二八条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二九条 理事会は、理事長が招集する。

- 二 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第三〇条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

二 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第三一条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

二 当該理事会に出席した理事長及び監事が、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三二条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

二 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

三 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

四 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三三条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、広島市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、広島市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資

をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第三四条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 二 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三五条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 二 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三六条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 二 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号及び第六号の書類については、定時評議員会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 三 第一項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に五年間備え置き、一般の

閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三七条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三八条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三九条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第八章 解散

(解散)

第四〇条 この法人は、社会福祉法第四十六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四一条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四二条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、広島市長の認可（社会福祉法第四十五条の三十六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

二 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を広島市長に届け出なければならない。

第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四三条 この法人の公告は、社会福祉法人広島博愛会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四四条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則（平成13年8月10日設立）

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	高 橋 義 之
理 事	谷 本 早 苗
〃	久 保 博
〃	佐々木 文 治
〃	宮 田 幸 男
〃	竹 本 明 範
監 事	堀 田 正 昭
〃	高 橋 栄 一

附 則（平成16年2月26日広島市長認可）

この定款の変更は、広島市長の変更認可の日から施行する。

附 則（平成21年4月9日広島市長届出）

この定款の変更は、平成21年1月28日から施行する。

附 則（平成22年 6月 8日広島市長認可）

この定款の変更は、広島市長の変更許可の日から施行する。

附 則（平成28年 9月16日広島市長届出）

この定款の変更は、平成28年9月3日から施行する。

附 則（平成29年 2月 7日広島市長認可）

この定款の変更は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年 2月27日広島市長認可）

この定款の変更は、広島市長の変更許可の日から施行する。

別表

基本財産

土地

所在	番地	地積
広島市佐伯区五日市町大字下河内字大谷	10195番4	78 m ²
“	字大谷丙10195番	9.91 m ²
“	字横田591番6	163 m ²
“	字大谷10195番5	15 m ²
“	字横田591番8	9.92 m ²
“	字大谷10194番3	0.29 m ²
“	字大谷10195番2	53 m ²
“	字大谷10188番1	8.38 m ²
“	字横田582番1	64 m ²
“	字横田591番3	145 m ²
“	字横田589番3	20 m ²
“	字横田591番7	16 m ²
“	字横田592番1	89 m ²
“	字横田乙592番	52 m ²
“	字大谷10195番1	454 m ²
“	字横田591番1	25 m ²
“	字横田丙591番	49 m ²
“	字横田丁591番	119 m ²
“	字横田593番4	724 m ²
“	字横田591番2	319 m ²
“	字横田592番2	125 m ²
“	字大谷10188番5	568 m ²
“	字大谷10190番5	340 m ²
“	字大谷10190番7	448 m ²
“	字大谷10190番9	113 m ²
“	字大谷10190番10	511 m ²
“	字大谷10190番11	70 m ²
“	字大谷10192番1	400 m ²
“	字大谷10192番11	447 m ²
“	字横田582番3	166 m ²
“	字横田587番1	914 m ²
“	字横田587番3	6.93 m ²
“	字横田589番1	97 m ²
“	字横田589番9	203 m ²
“	字横田589番13	7.54 m ²
“	字横田589番18	6.89 m ²
“	字横田591番10	4.95 m ²

広島市佐伯区五日市町大字下河内字横田 5 9 3 番 1	3 5 5	m ²
“ 字横田 5 9 3 番 3	2 1	m ²
“ 字横田乙 5 9 3 番	6 . 6 1	m ²

計 7, 2 2 4 . 4 2 m²

建 物

広島県広島市佐伯区五日市町大字下河内字横田 5 9 1 番地 1、5 8 2 番地 1、5 8 2 番地 3、5 8 7 番地 1、5 8 7 番地 3、5 8 9 番地 1、5 8 9 番地 9、5 8 9 番地 1 8、5 9 1 番地 2、5 9 1 番地 3、5 9 1 番地 6、5 9 1 番地 7、5 9 2 番地 1、5 9 2 番地 2、乙 5 9 2 番地、5 9 3 番地 4

広島県広島市佐伯区五日市町大字下河内字大谷 1 0 1 8 8 番地 1、1 0 1 8 8 番地 5、1 0 1 9 2 番地 1、1 0 1 9 2 番地 1 1、1 0 1 9 5 番地 1、丙 1 0 1 9 5 番地所在

鉄筋コンクリート造スレート葺 6 階建

特別養護老人ホーム五日市あかり園・

軽費老人ホーム（ケアハウス）五日市グリーンヒルホーム ホーム舎（延床面積7,067.90平方メートル）

法人単位資金収支計算書

（自）令和 5年 4月 1日（至）令和 6年 3月31日

（単位：円）

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	介護保険事業収入	297,906,858	297,906,657	201	
	老人福祉事業収入	93,535,536	96,023,645	△2,488,109	広島市との計算相違
	受取利息配当金収入	27,087	27,087	0	
	その他の収入	2,630,840	2,630,820	20	
	事業活動収入計(1)	394,100,321	396,588,209	△2,487,888	
	支出				
	人件費支出	227,133,843	227,133,843	0	
	事業費支出	74,089,117	74,088,839	278	
	事務費支出	41,478,789	41,480,593	△1,804	科目間違い
利用者負担軽減額	254,810	254,810	0		
事業活動支出計(2)	342,956,559	342,958,085	△1,526		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	51,143,762	53,630,124	△2,486,362		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出				
固定資産取得支出	20,783,822	18,172,840	2,610,982		
施設整備等支出計(5)	20,783,822	18,172,840	2,610,982		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△20,783,822	△18,172,840	△2,610,982		
その他の活動による収支	収入				
	積立資産取崩収入	7,164,246	7,164,246	0	
	その他の活動による収入	747,013	784,853	△37,840	
	その他の活動による収入計(7)	7,911,259	7,949,099	△37,840	
	支出				
	積立資産支出	11,400,000	11,400,000	0	
その他の活動支出計(8)	11,400,000	11,400,000	0		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△3,488,741	△3,450,901	△37,840		
予備費支出(10)	0	—	0		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	26,871,199	32,006,383	△5,135,184		
前期末支払資金残高(12)	259,277,069	259,277,069	0		
当期末支払資金残高(11)+(12)	286,148,268	291,283,452	△5,135,184		

法人単位事業活動計算書

(自) 令和 5年 4月 1日 (至) 令和 6年 3月31日

(単位：円)

勘定科目			当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益	297,906,657	306,806,133	△8,899,476
		老人福祉事業収益	86,156,385	85,665,188	491,197
		サービス活動収益計(1)	384,063,042	392,471,321	△8,408,279
	費用	人件費	227,911,784	237,662,250	△9,750,466
		事業費	68,457,333	88,810,671	△20,353,338
		事務費	41,480,593	41,466,112	14,481
		利用者負担軽減額	254,810	361,408	△106,598
		減価償却費	26,798,434	26,204,361	594,073
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△12,208,451	△12,203,271	△5,180
		サービス活動費用計(2)	352,694,503	382,301,531	△29,607,028
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		31,368,539	10,169,790	21,198,749	
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	18,667	36,205	△17,538
		その他のサービス活動外収益	2,630,820	566,796	2,064,024
		サービス活動外収益計(4)	2,649,487	603,001	2,046,486
	費用	その他のサービス活動外費用	0	243	△243
		サービス活動外費用計(5)	0	243	△243
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		2,649,487	602,758	2,046,729	
経常増減差額(7)=(3)+(6)			34,018,026	10,772,548	23,245,478
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	0	267,500	△267,500
		特別収益計(8)	0	267,500	△267,500
	費用	固定資産売却損・処分損	1	0	1
		国庫補助金等特別積立金積立額	0	267,500	△267,500
特別費用計(9)		1	267,500	△267,499	
特別増減差額(10)=(8)-(9)		△1	0	△1	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			34,018,025	10,772,548	23,245,477
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		100,190,213	89,417,665	10,772,548
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		134,208,238	100,190,213	34,018,025
	基本金取崩額(14)		0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)		0	0	0
	その他の積立金積立額(16)		0	0	0
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		134,208,238	100,190,213	34,018,025

(注) 受取利息配当金収益において資金収支計算書との差額△8,420円は、五日市あかり園拠点区分の投資有価証券の償却原価法による貸借対照表価格の調整額です。

法人単位貸借対照表

令和 6年 3月31日現在

(単位：円)

	資 産 の 部			負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減	当年度末	前年度末	増 減	
流 動 資 産	311,222,852	274,234,397	36,988,455	流 動 負 債	34,636,625	28,441,264	6,195,361
現 金 預 金	259,952,870	217,996,829	41,956,041	事 業 未 払 金	19,936,753	14,374,453	5,562,300
事 業 未 収 金	50,288,324	48,700,661	1,587,663	預 り 金	2,647	277,475	△274,828
未 収 補 助 金	0	6,588,000	△6,588,000	職 員 預 り 金	0	5,400	△5,400
貯 蔵 品	20,216	20,216	0	前 受 金	0	300,000	△300,000
立 替 金	153,291	132,024	21,267	賞 与 引 当 金	14,697,225	13,483,936	1,213,289
前 払 金	23,298	0	23,298	固 定 負 債	34,982,052	31,181,646	3,800,406
前 払 費 用	784,853	796,667	△11,814	退 職 給 付 金	4,698,216	5,133,564	△435,348
固 定 資 産	1,358,477,822	1,363,660,936	△5,183,114	引 当 預 り 金	30,283,836	26,048,082	4,235,754
基 本 財 産	1,027,194,358	1,039,963,786	△12,769,428	負 債 の 部 合 計	69,618,677	59,622,910	9,995,767
土 地	548,509,152	548,509,152	0	純 資 産 の 部			
建 物	478,685,206	491,454,634	△12,769,428	基 本 金	1,050,598,170	1,050,598,170	0
そ の 他 の 固 定 資 産	331,283,464	323,697,150	7,586,314	基 本 金	1,050,598,170	1,050,598,170	0
車 輛 運 搬 具	10,274,316	10,913,389	△639,073	国 庫 補 助 金 等	214,805,847	227,014,298	△12,208,451
器 具 及 び 備 品	7	7	0	特 別 積 立 金	214,805,847	227,014,298	△12,208,451
権 利	406,200	406,200	0	そ の 他 の 積 立 金	200,469,742	200,469,742	0
ソ フ ト ウ ェ ア	204,764	297,483	△92,719	人 件 費 積 立 金	14,800,000	14,800,000	0
投 資 有 価 証 券	47,179	55,599	△8,420	施 設 整 備 等 積 立 金	31,855,477	31,855,477	0
長 期 預 り 金	30,283,836	26,048,082	4,235,754	建 設 積 立 金	153,814,265	153,814,265	0
積 立 資 産	46,655,477	46,655,477	0	次 期 繰 越 活 動 額	134,208,238	100,190,213	34,018,025
施 設 積 立 資 産	14,800,000	14,800,000	0	次 期 繰 越 活 動 額	134,208,238	100,190,213	34,018,025
施 設 整 備 等 積 立 資 産	31,855,477	31,855,477	0	増 減 差 額 (うち 当 期 活 動 増 減 差 額)	34,018,025	10,772,548	23,245,477
そ の 他 の 積 立 資 産	229,210,459	229,210,459	0	純 資 産 の 部 合 計	1,600,081,997	1,578,272,423	21,809,574
管 理 費 積 立 資 産	75,396,194	75,396,194	0	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,669,700,674	1,637,895,333	31,805,341
建 設 積 立 資 産	153,814,265	153,814,265	0				
長 期 前 払 費 用	654,045	1,438,898	△784,853				
そ の 他 の 固 定 資 産	160,000	160,000	0				
出 資 金	10,000	10,000	0				
長 期 預 け 金	150,000	150,000	0				
資 産 の 部 合 計	1,669,700,674	1,637,895,333	31,805,341				

社会福祉法人 広島博愛会

【令和5年度事業報告】

【法人本部】

業界の動向について

今回の介護報酬改定は改定率プラス1.59%（国費432億円）となった。内訳として、介護職員の処遇改善分がプラス0.98%、その他の改定率がプラス0.61%となっている。さらに、改定率の外枠として処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果が考慮され、実質プラス2.04%相当の改定となった。一見プラス改定に見えるが、詳細を見ていくといくつかの問題点が浮かび上がる。介護人材の確保や定着に重きを置いた改定であるものの、基本報酬単価がマイナスになっている介護サービスも存在（その他の改定率が0.7%から0.61%に引き下げられている）し、広島博愛会の各種介護事業もその影響を受けている。光熱費を含む物価の高騰や他産業の賃上げが拍車をかける人材不足、助成に制限が出てきたコロナウィルス等感染症に関する経費など、これまで以上にコスト増への対応策が求められている。特に、社会状況の変化が著しい現代において、3年に1回の改定では迅速な対応が難しくなっているのが現状。劇的な社会変化が発生した際には、臨時的措置としてでも介護報酬の迅速かつ柔軟な対応ができるよう、報酬改定の時期や体制の改善が必要だ。現行の介護報酬の枠組みの中でサービスを提供するだけでは経営が難しくなっている。

毎年、福祉医療機構で業界全体としての経営分析が実施されている。2022年度の決算（福祉医療機構のデータでは最新）の平均値をみると、サービス活動増減差額比率は年々下がり続け1.7%となった。利益率3%程度が妥当といわれており介護報酬の施策より下回っている。又、赤字法人の割合は、35.7%となっており前年度25.9%より10%近く増加している。多くの赤字法人が余剰人員若しくは高収入の職員を抱え、結果として人件費率が70%を超えるケースが多々見られる。これは、歴史ある社会福祉法人が「利用者に手厚い介護を提供すべき」という理念に基づき、職員を抱える傾向が強いためである。又、国は介護職員の確保を目的として、従来の処遇改善加算より加算率の高い「介護職員等処遇改善加算」を令和6年度より新設する。これにより、介護職員の賃金向上が図られる一方で、人件費の上昇が避けられない状況となっている。赤字法人では、これらが大きな負担となり経営の持続可能性に負の影響を与えていることが懸念される。赤字法人が経営を続けられている背景には、過去の財産、いわゆる内部留保を取り崩している実態がある。この内部留保によって経営が成立している法人は年々増加しており、積立金を持っているからこそ倒産を免れている状況である。

昨今の戦争等を原因とした物価及び光熱費高騰は、これからの法人を経営するうえで重要な課題であり、一層経費の見直しは必要だといえる。

対策をうって経営をしなければ、赤字法人が増えるのは避けられない。広島博愛会については今期も黒字で決算をむかえたが引続き様々な角度から分析を行い惜しむことなく経営努力を継続したい。

法人の運営状況

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられ、世間では新たな日常が始まったが、高齢者事業に携わっている我々としては今年度も感染症に振り回される1年間であった。5類感染症の位置づけになったとはいえ実際にウィルスの感染力や重症化リスクがなくなるわけではなく、虚弱になられた高齢者が利用している施設では、感染予防の観点で法律上の取り扱いと現場の実際の感染リスクは分けて判断していく必要があった。広島博愛会各施設で新型コロナウイルス感染症に職員及び利用者が度々感染し施設運営と経営面に影響を与えた。職員が感染すると長期的な休みになる為、勤怠管理の調整に振り回された。又、利用者が感染すると一時的に他の利用者の受入れを停止していた為、年間を通しての利用率に影響し特に上半期は厳しい収入状況であった。下半期には地元の名士等に営業活動を試みた結果、多くの入居希望者を獲得する事が出来た。入所施設については例年の水準に盛りかえしてきたが、年間を通してみるとすべての事業所において前年度比減収となった。

支出面においては先行き不透明な物価高騰や今後の特養の収入状況を鑑み職員全員協力の元経費削減に努めた。令和6年度の介護報酬改定により、経過的小規模介護老人福祉施設(小規模特養)の範囲の見直しが図られた。離島や過疎地域以外の小規模特養は他の特養と併設されていると小規模特養の基本報酬が算定できなくなり通常の特養の基本報酬に変わる。五日市あかり園が該当し今後1,200万前後の減収となる。1年間の経過措置はあるが令和7年度以降はかなり厳しい状況となる為、今後の環境変化、事業継続を見据え令和5年度(令和5年度中から報酬単価が下げられる事はアナウンスされていた。)から業務の見直しを図り人件費、光熱費及び消耗品の削減を行い前年度比支出減となった。

職員を辞めさせない努力を重要課題として長年運営してきたが、前年と同様、令和5年度も職員と面談を行い給与面のすり合わせを行った上で他法人施設への異動等を行い人件費を下げた。又、単純に職員を減らすだけでは業務にも支障が生じる部分もあり、既存の介護業務を洗い直した上で、職員が必要とされる事業については外国人で補填した。外国人の在留期間は3～5年で昇給はするものの人件費の上昇を抑える事が出来る。

光熱費についても電力会社の変更や設定値を超えると警報が鳴るデマンドシステムを取り付けた。警報が鳴らない様に空調の取り扱いの時間、温度等を見直し、冬はホットパック、夏はアイスノン等を併用しオムツやバッドの容量や交換サイクルの見直しを図りつつ利用者の身体へ影響が出ない様に節電に努めた。職員共通の節電意識で努力を続け、令和5年度の光熱費は令和4年度比約45パーセント抑える事が出来た。

法人全体での収支について収入は前年度比減収であったが、支出面の人件費及び事業費の抑制で大幅に削減出来た事により、サービス活動収支差額は前年度比1,576万円の増額となり、令和5年度の収支は9%の収支差額で前年度の5%より増率であった。

- ① 令和5年度より介護職員処遇改善加算Ⅰを算定した。物価高騰等の経費削減対策として少ない人員で運営している為、職員一人一人に従来よりも負担がかかっているが給与支給額も増え職員の励みに繋がった様だ。又、令和6年度の介護報酬改定からの介護職員等処遇改善加算Ⅰの要件を満たす為にも必要であった。
- ② 外国人技能実習生を昨年度より受入れている。今期は2期生が2名増員、更に特定技能実習生1名、留学生1名を受入れ現在計7名の外国人が在籍している。受入の形態は様々だが、共通点としては最近の日本人にはない勤勉さがあり、目的意識も高い。資格取得の勉強をする為に限られた時間を上手に使い、自己コントロール能力も高い。日本人スタッフにも常に影響を与えている。又、現在の日本人にはない勤勉さを外国人はもっており介護の質を定常化させる事も出来た。
- ③ コロナ禍で外部研修が受けにくい状況から始めたオンライン講座を令和5年度も継続した。コロナの扱いが5類となり外部研修も増えてはいるが、広島博愛会の職員が少ない中で長時間の外部研修は業務等の状況等で躊躇するところもある。全職員に1講座5分程度で、パソコンやスマートフォンで何処でも都合の良い時に受講できる体制に慣れ、空いた時間を有効に活用し学習する習慣が身に付いており次年度以降も継続する予定である。今期、外国人独自の受講プログラムも導入した。
- ④ 実習生の受入体制をコロナ禍前に戻し現場実習のみで受入れた。5類になったとはいえ学校側も実習期間には感染症対策を施し学生の健康管理も行いながら実習を受けさせた。看護学生は日本人の学生が中心であるのに対し介護学生に関しては、ほぼ外国人で既に就労先が確定している学生ばかりである。施設側としては将来の職員採用の為に実習生を受け入れていた部分もある為、今後の受け入れについては介護施設の役割等も考慮し受入体制を見直したい。

- ⑤ 広島市内の同業者の認知症介護の研修会や施設内の人材育成、及び地域の認知症ケアの向上に協力している。法人内に認知症介護指導者の資格を持っている職員がいる。長期間必要な研修は業務時間等で事業所の負担は掛かるが、専門性のある職員がいる事でケアの質の向上を図る事が出来る。参加者が同業者であり感染対策を配慮した受講が出来る為、今年度はコロナ禍前の集合研修に戻し実施した。
- ⑥ 法人全体での令和5年度中の退職者は正職員5名、非常勤1名であった。
- ⑦ 令和5年度の感染症については、インフルエンザの発生は0名、ノロウイルス5名、コロナウイルスについては特養及びケアハウスでそれぞれ発生し職員の陽性者は年間延べ人数12名、入居者及び利用者については年間延べ人数21名で合計33名が感染した。
- ⑧ 法人内各施設について家族や外部機関からの苦情申立や、利用者及び職員の業務中の大きな事故は特になかった。
- ⑨ 職員とご家族の日頃の人間関係が良好な事もあり、利用者からの利用料の回収不能金等の未収金は今年度も0件であった。
- ⑩ あかり園地域交流スペース内で行っていた百歳体操をコロナの扱いが5類になった事から参加人数の制限を行いながら再開した。
- ⑪ 地域交流として、例年、500人程度が集まる夜間開催の祭りを屋外で開催していたが令和5年度についてもコロナウイルス感染症蔓延を懸念し見送った。
- ⑫ 能登半島地震による高齢者施設の被害状況をみると様々な訓練を実施しておかなければ防災計画も絵にかいた餅になりかねない。令和5年度について通常の避難訓練だけではなく実践的な蘇生研修等にも取り組んだ。災害時には命の危険にさらされる事も多くあり次年度以降も様々な状況を想定した訓練を実施し有事の際のダメージを軽減させたい。
- ⑬ 高齢者、保育、障害等の垣根を越えて横の繋がりで連携を保ち災害に備える。広島県社協の旗のもと広島県全域の社会福祉法人が協定を結び、広島市内でも区事に執り行う事となっている。佐伯区の高齢者施設の取りまとめはあかり園が行っており、保育等他種別の社会福祉法人と定期的な情報交換を行っている。有事の際は被災した施設に必要な生活物資等を渡す役割を担う。又、地域と災害相互応援協力協定を取り交わしている。広島市から大雨警報による避難勧告が発令し一般の地域住民が避難しに來られていたが令和5年度については施設にコロナウイルスを持込まない為にも地域在住の要介護者のみ屋内で受入れる体制で、一般の避難者は施設前の駐車した車内で避難しトイレ等必要な場合のみ施設内を利用する体制に切り替えた。
- ⑭ 公益社団法人広島市老人福祉施設連盟に当施設も加入しているが連盟の役員や部会活動もしており、公益性、非営利性の部分において他社会福祉法人と協同で社会地域における福祉の発展、充実に微力ながら貢献出来た。

【特別養護老人ホーム 五日市あかり園】

令和 7 年度以降五日市あかり園の介護保険収入が 1,200 万円程度の減収となる。令和 6 年度の介護報酬改定により、1 年間の経過措置はあるが小規模特養の基本報酬が算定できなくなり通常の特養の基本報酬に変わる。令和 5 年度は今後の介護報酬減収やインフレによる物価高騰による経費増を見据えた業務の見直しを図り人件費、事務費(光熱費)の削減を行った。

収入については年度中に新型コロナウイルスによるクラスターを 1 回、単発の感染対策も数回、更にノロウィルスの集団感染も発生した影響で特養の新規入居者の受入の延期及び中止やショートステイの一時事業休止に追い込まれ稼働率が低下した。下半期には地元の名士等に対象となる入居者の紹介を相談し稼働率は持ち直してきたが、年間を通しては前年度比減収となった。

支出については人件費を削減する為に少ない職員で運営する体制を取った。長年、職員を辞めさせない努力を行ってきただけに苦渋の決断であった。事業費等についても法令順守の範囲で省略出来る事を洗い出し消耗費等の使用料の削減、空調の運用時間を見直し大幅な経費削減を図り前年度比約 1,500 万円の支出減となった。収支増減差額は前年度の 4%から 9%の増収となり 1,165 万円の増収となった。

- ① 小規模特養の稼働状況については利用率 96.5%で前年度比減少、実利用率 92.4%となり前年度比 1.2%の減少となった。
- ② ユニット型特養についても、利用率 95.7%で前年度比減少、実利用率 91.1%となり実利用率が前年度より 1.4%の減少となった。
- ③ 単独ショートステイについては、稼働率は 5.7%減少し年間稼働率が 62.6%であった。
- ④ 年度中、職員は 11 名、入居者は 12 名が新型コロナウイルスに感染した。又、ノロウィルスも職員 1 名、入居者 4 名が感染した。
- ⑤ 大学及び専門学校からも実習生の受け入れを積極的に行った。コロナ禍前に実施していた現場実習形式で受入れた。5 類になったとはいえ学校側も実習期間には感染症対策を施し学生の健康管理も行いながら実習を受けた。実習期間中にコロナに感染し実習が中止になった学生もいたが、ほぼ予定通り実施出来た。今後の課題としては学生の多くが実習前に就労先が決まっている事が多く採用目的で実習を受けていた面もあり検討課題である。
- ⑥ 施設内には認知症指導者研修を受講した職員を中心に、広島市や老人福祉施設連盟の研修講師をはじめ施設内研修会に努めた。職員も普段の業務に追われる中で、改めて利用者の思い等を感じている。認知症高齢者が増加の一途を辿る中、認知症ケアは必須、取組を深め、理論的なケアの実践に努めた。

- ⑦ 高齢者虐待防止は高齢者施設において最重点項目であり、定期的に施設内勉強会を実施した。又、行政からの虐待による保護受入れを行った。定期的なカンファレンスを行い被害者及び加害者、第三者による仲介等経験し学ぶ事も多い。当施設内では虐待の経験はないが、虐待件数は業界で増加しており、今後も絶対にあってはならない事と認識し、各職員が職場環境づくりに努めた。

【軽費老人ホーム（ケアハウス）五日市グリーンヒルホーム】

今年度もコロナウィルス感染症に振り回される一年間であった。コロナに感染し新規入居中止や延期が続き、稼働率にも影響を受けた。物価高騰の補助金収入や下半期には地元の名士等に入居者の紹介を頂いたりしたが前年度比減収となった。

支出面についても電力会社の見直しやデマンドシステムの設置、共用スペースの空調の稼働時間及び設定温度を見直し、利用者の身体へ影響が出ない様に節電に努めた。職員共通の節電意識で努力を続け、支出額を抑え 収支差額計は 821 万円となり前年度の 6% から 9%の増率となった。

年間を通じて、職員は 1 名、入居者は 9 名が新型コロナウイルスに感染した。職員の配置基準上、元々の人員が少ない為、5 類になっても施設での感染状況は変わらず感染症対応については状況によって介護職員以外の応援も含め総力戦であった。

感染症が 5 類の扱いになり施設内でコロナウィルスが発生しない限り、入居者の行動制限は行わなかったが、入居者の中には感染を恐れコロナ禍前の様に外出を控える方も多数いた。フレイルが懸念される為その様な方には施設内を歩いてもらう日課や施設内のラジオ体操への参加等、極力体を動かせる機会を設けた。社会活動が乏しいと認知症が発症してしまう高齢者は一般的に多いため、それを防ぐ工夫をした。職員と入居者の会話の時間、家族から頻回に電話してもらうなどして、心理状態を把握するように努めた。

自然災害が懸念される中、当施設でも定期的に災害訓練を行った。利用者の方一人一人に避難経路、避難場所等、自ら理解行動出来る様に頻回に訓練を行った。夜間想定や地震想定訓練等、様々状況を想定した訓練を行い、避難の在り方について検証し課題を明確にした。安全性を考慮した避難体制の確立と対処方法を徹底し、入居者の安全と施設保全に努めた。

【あかり園デイサービス】

デイサービスのサービス提供時間内にはコロナウィルス感染者は発生しなかったが、デイサービス利用前に家庭や他機関で感染する利用者等もおられ、年間を通して休む利用者が多くいた。又、要介護度が高い利用者が急激な身体状況の変化により在宅から入居施設に移られる事例もあった。要介護度が高い利用者は利用回数が多く利用中止のダメージは大きい。稼働率が低下し前年度より減収となった。

支出面においては人件費を削減する為に少ない職員で運営する体制を今期も継続。事務量や記録物等、業務のスリム化をはかり光熱費及び消耗品に関する見直しを更に行った。収支差額計は 673 万円となり前年度の 10%から 18%の増率であった。黒字決算で終えたが様々な節約の上で成り立っている。

【あかり園居宅介護支援事業所】

今年度も年間を通して利用者の家族、関係者でコロナ陽性者が多く発生していた。契約利用者についても家族の感染等で業務が止まる事もあったが、利用者やご家族に極力弊害が少なくなる様な対応を常に心がけた。

コロナウィルス感染症の影響により登録者の数が減り前年度比減収。支出については介護報酬改定による今後の登録者増を見越した活動を踏まえ、非常勤の介護支援専門員の出勤時間を増やした事により人件費増額。主任ケアマネ等の講習費用で事務費も増額となった。収支差額計はマイナス 43 万円となり前年度の 5%から -5%となった。今年度及び次年度は職員の体制等の変更で経費が掛かる見込みではあるが長期的な投資と考えている。